

大分県肝疾患定期検査費用助成のご案内 ～医療機関用～

～本事業の概要～

この事業は、定期検査未受診者の解消を図るため、B型、C型肝炎ウイルス検査の陽性者に対して、定期検査費用を助成することで、医療機関の定期的な受診によりウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図り、肝疾患の早期治療に繋げることを目的としています。

指定の医療機関（※1）で対象となる検査項目について定期検査を受診し、県への申請が承認された方に対して、医療保険を使用したあとの自己負担額を償還払い（※2）で助成します。

申請ができるのは、年度内につき2回（但し、初回精密検査の検査回数を含む。）までとなっています。

※1「指定の医療機関」とは？

大分県肝炎ウイルス定期検査登録医療機関（以下「定期検査登録医療機関」という。）のことです。詳しくは、大分県ホームページで確認するか（「大分県 肝炎定期」と検索）、若しくはお近くの県保健所、保健部又は県感染症対策課へお問合せください。

※2「償還払い」とは？

医療機関で、いったん検査費用（健康保険の自己負担分）を支払っていただき、そのあと県に助成額を請求し、承認されると助成金が支払われるという仕組みです。

【対象となる方】

以下のすべてに該当する方が対象となります。

- 1 大分県内に居住している方
- 2 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がんの方
- 3 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- 4 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない方
- 5 住民税非課税世帯に属する方又は市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する方
- 6 次に掲げる事項について同意した方
（申請書の提出をもって同意したものとみなします。）
 - （1）県又は市町村から定期的に調査票が送付され、医療機関の受診状況や治療内容を確認し、連絡や情報提供を行う場合があること。
 - （2）定期検査を受診したことが市町村へ情報提供される場合があること。
 - （3）県が関係機関に、慢性肝炎、肝硬変及び肝がんであることの確認を行うこと。
 - （4）県が医療機関に対して定期検査内容等を照会すること。

【対象となる精密検査】

精密検査は、次に掲げる検査項目を、同一の医療機関で受診した場合に助成対象とします。ただし、これらの検査が複数の日にわたる場合、検査日が概ね1か月以内であれば、一連の検査とみなします。なお、保険適用外の検査については助成の対象とはなりません。

以下の検査項目のうち、医師が必要と判断したもの。

1 血液検査

	B型肝炎ウイルス陽性の場合	C型肝炎ウイルス陽性の場合
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	
肝炎ウイルス関連検査	HB _e 抗原、HB _e 抗体、HBVジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定等
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量

2 超音波検査（断層撮影法（腹部））

肝硬変・肝がんの方には、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影ができます。この場合、造影剤を使用した場合の加算等に関連する費用も対象とすることができます。

【助成対象経費】

助成の対象は、初診料、再診料、ウイルス疾患指導料、採血料、検体検査判断料及び上記検査費用となります。投薬等の治療は助成の対象外となります。

また、住民税非課税世帯に属する方は自己負担なし、市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の方は、慢性肝炎の方：2千円/回、肝硬変及び肝がんの方：3千円/回の自己負担があります。

【助成対象期間】

年度内（4月1日から翌年3月31日）に定期検査を受診し、翌年度4月末までに大分県が申請を受理したもの。

～医療機関へのお願い～

【助成対象者の確認】

助成申請予定の患者さんが来院されたら、対象者かどうか確認してください。

- 大分県に居住している方（住所は自己申告で構いません。）
- 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がんの方（カルテ等で確認）
- 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者（健康保険証で確認）
- 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない方（保健所又は感染症対策課で確認）
- 次に掲げる事項について同意した方（申請書の提出をもって同意したものとみなします。）
 - (1) 県又は市町村から定期的に調査票が送付され、医療機関の受診状況や治療内容を確認し、連絡や情報提供を行う場合があること。

- (2) 定期検査を受診したことが市町村へ情報提供される場合があること。
- (3) 関係機関に、慢性肝炎、肝硬変及び肝がんであることの確認を行うこと。
- (4) 医療機関に対して定期検査内容等を照会すること。

【定期検査の実施】

- 大分県肝疾患定期検査費助成事業実施要綱に定める定期検査を実施してください（本案内の2ページも参考としてください。）。
- 検査が複数の日にわたる場合は、検査日が1か月以内で終了するようにしてください。
- 検査が保険適用外にならないようご注意ください。

【検査費の請求等】

- 窓口で通常の診療と同様に自己負担額を請求してください。
- 患者さんには領収書(レシート不可)、診療明細書及び医師の診断書(第3号様式)を発行してください。

(システム上の理由により明細書発行体制等加算以外に有料で診療明細書を発行している場合は、今回の発行に係る費用を請求されて構いません。ただし、その費用は患者さんの自己負担となります。)

※なお、診断書料は患者さんの自己負担となります。診断書作成料の金額によっては、助成を受けるメリットが無くなることも考えられます。できるだけ安価な料金の適用をお願いします。

- 検査が複数日にわたるときや患者さんが他疾病等で継続診察中の場合は、大分県肝疾患定期検査費助成事業実施要綱に定める定期検査を実施した日を患者さんに明確にわか

(参考) 助成のフロー

